

## 第1章 基本事項

### 第1条 (使用許諾)

1. 本使用許諾契約書 (以下「本契約書」とします) は、株式会社ブイキューブ (以下「VC」とします) の著作物たる SDK ソフトウェア (SDK、API 仕様書、サンプルプログラム・ソースコード等を含み、以下「本ソフトウェア」とします) に関し、ユーザとVC間に成立する使用許諾契約についての法的拘束力を有する契約書です。ユーザは、本ソフトウェアの使用を開始した時点をもって、本契約書の内容に同意したものとします。
2. VCは、ユーザに対し、VCの各種サービス (以下「VCサービス」とします) と連携するユーザのアプリケーション (以下「連携アプリケーション」とします) の開発・運用の目的に限り、本ソフトウェアを使用するための非独占的かつ譲渡不能の使用権を許諾します。
3. VCは、ユーザに対し、本ソフトウェアにかかるいかなる権利の譲渡又は移転等を行うものではなく、本契約書で定める範囲を超えての本ソフトウェアの使用を許諾するものではありません。
4. ユーザは、バックアップの目的のため必要最低限の範囲に限り、本ソフトウェアを複製することができます。但し、本ソフトウェアを複製する場合には、本ソフトウェアに付されている著作権表示及びその他の権利表示も同時に複製するものとします。

### 第2条 (制限事項)

ユーザは、以下の行為をしてはならないものとします。なお、ユーザが以下の行為を行った場合、VCは連携アプリケーションのVCサービスへのアクセスを予告なく中断又は中止することができ、ユーザがVCサービスを利用できなかったことに起因してユーザに直接生じた通常の損害以外の損害 (業務の支障等の間接損害及び逸失利益を含みますがこれらに限定されません。) について、VCは一切の責任を負いません。

1. 本ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル又はそれらを伴うリバースエンジニアリングをする行為。
2. 本契約書で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写、もしくは修正、追加等の改変する行為。
3. 本ソフトウェアに付されている著作権表示及びその他の権利表示を除去する行為。
4. 本ソフトウェアを第三者に販売、使用許諾、譲渡、頒布、貸与又はリースする行為。
5. 以下を含む本ソフトウェアを公序良俗に反する目的で利用する行為：
  - (1) 厚生労働省が定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を含む省令・ガイドライン等に違反して利用する行為
  - (2) 司法・行政機関等による業務の遂行を妨げる利用行為
  - (3) (a) 他者の著作権、特許、商標、企業秘密、又はその他の所有権、パブリシティ権、若しくはプライバシー権を侵害し又は侵害するおそれがあるお客様コンテンツ、(b) 法令又は規制 (輸出規制、公平取引、差別、又は虚偽広告に関する法を含みますがこれに限定されません) に違反するお客様コンテンツ、(c) 不適切、低俗、中傷的、わいせつ、下品、脅迫的、擾乱的、又はその他違法なお客様コンテンツ、(d) 未成年者に有害又は成人向けのお客様コンテンツ、(e) ウィルス、トロイの木馬、ワーム、時限爆弾、キャンセルボット、汚染されたファイル、又は他者のシステム、データ、個人情報、又は所有物を破壊、妨害、不正に搾取したり、収用するその他のソフトウェア、データ、又はプログラムが含まれるお客様コンテンツ、又は(f) 実質的に虚偽、誤解を招く、又は不正確なお客様コンテンツを、発行、掲載、アップロード、記録、又はその他の方法で配布、送信、利用可能な状態におく行為。

- (4) 必要とされない又は許可されない広告、プロモーション資料、ジャンクメール、スパム、チェーンメール、マルチ商法、アフィリエイトリンクなどの勧誘行為のアップロード、掲示、電子メール送信、転送、あるいはその他の方法で提供する行為。
- (5) 権利保護されているコンテンツへのアクセスを制限するために取り入れられる技術的措置を迂回するために考案された装置、プログラム、又はサービスとともに本サービス及び/又は本ソフトウェアを利用する行為。
6. 連携アプリケーションの開発にあたり、第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害する恐れのある行為。前述にも関わらず、第三者との間で当該第三者の権利又は利益を侵害し又は侵害する恐れがあるとして紛争等が生じた場合は、ユーザ自身の責任及び負担においてこれを解決するものとして、VCに一切の迷惑をかけないものとします。
7. VCサービス及び本ソフトウェアの品質、性能若しくは機能の測定、その他のベンチマーク、競合する製品若しくはサービスを開発する目的、又はVCサービスの特徴、機能若しくはグラフィックスを模倣又は複製する目的で、本ソフトウェアを使用する行為。
8. 他のユーザによるVCサービスの利用を妨害する可能性がある方法、又はVCサービスに損害を与え、これを使用不能にし、これに過度な負荷を与え、若しくはこれを害する方法で、VCサービスにアクセスする行為。

### 第3条 (知的財産権)

1. 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、VCに帰属し、本ソフトウェアは日本の著作権法その他関連して適用される法律等により保護されます。
2. VCは、連携アプリケーションに関し、知的財産権を含むいかなる権利も、ユーザから取得しません。

### 第4条 (免責)

1. VCは、ユーザに対し、VCサービス及び本ソフトウェアについての一切の動作保証、使用目的・機器等への適合性の保証、並びに使用結果に関わる的確性や信頼性の保証をせず、かつ、いかなる内容の瑕疵担保責任も負いません。
2. VCは、ユーザへの事前の通知又は同意なく、VCサービス及び本ソフトウェアの仕様又は内容の変更及び修正、並びに配布方法の変更等を行うことができます。
3. VCは、VCサービス及び本ソフトウェアの動作又は機能面における不具合が随時修正されることを保証しません。
4. VCは、ユーザが本ソフトウェアを使用することによってユーザに発生した間接的、偶発的又は結果的損害、データ・プログラムその他の無体財産に関する損害、使用利益、及び得べかりし利益の喪失等に対して一切責任を負いません。
5. 本ソフトウェア以外にVCからユーザに提供した本ソフトウェアに関する各種資料についても、本条が適用されるものとします。

### 第5条 (一般条項)

1. VCは、ユーザが本契約書のいずれかの条項に違反したときは、ユーザに対し何ら通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができ、ユーザによって被った損害をユーザに請求することができます。
2. ユーザは、本ソフトウェアの使用を中止することにより本契約を終了することができます。
3. ユーザは、本契約が終了したときは、本ソフトウェア、本契約に関連して提供された各種資料及びそれら全ての複製物を直ちに破棄するものとします。
4. 本契約書は、日本国法に準拠するものとし、本契約書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

5. ユーザは、本ソフトウェアの使用にあたって、必要な場合は、「外国為替及び外国貿易法」その他の関連する輸出入関連法及び規制等（これらについては、日本国法及び諸外国法に基づく法令等の全てを含みます。）を遵守し、かつ、それらに基づいて要求される全ての許可、認可及び承認（同じく、日本国法その他一切の法令等に基づくものを含みます。）を自己の責任において取得するものとします。また、ユーザは、本項の規定に違反した結果、生じるいかなる問題についても、ユーザ自身の責任においてこれを解決するものとします。
6. ユーザは、本契約書上の地位並びに本契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に移転することはできません。
7. 本契約書の第2条乃至第5条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。
8. VCは、ユーザの了承を得ることなく本契約書を随時変更することがあり、改定後の本契約書を速やかにVCのWebサイトに掲載します。
9. 本契約書の改定後にユーザが本ソフトウェアを利用した場合は、本契約書の改定に同意したものとみなされます。
10. VCは、VCの定める情報セキュリティ基本方針（<https://jp.vcube.com/isms/security>）及び個人情報保護方針（<https://jp.vcube.com/privacy>）に則り、VCサービス上の情報を管理・保護します。

## 第2章 vcube.io

### 第6条（優先適用）

Vcube.ioの利用に関しては、本第2章の規定を除いて、Vidyo, Inc.（以下、「Vidyo」といいます。）が定める“Terms of Service（<https://www.vidyo.com/cloudservicestost>）”及び“Vidyo Cloud User Terms and Conditions（<https://www.vidyo.com/cloudservices-user-terms-and-conditions>）”の規定（以下、「VidyoTerms」といいます。）が本契約書に優先して適用されるものとします。

### 第7条（保証範囲）

1. vcube.ioは、間断なく連続した接続環境下におけるサービス可用性を担保しないものとします。
2. VCは、vcube.ioの特性に応じたメンテナンスの必要性を鑑み、定期的なメンテナンスに関しては、事前に告知するものとします。

### 第8条（法令順守）

ユーザは、vcube.ioの輸出または日本国外におけるvcube.ioの利用を希望する場合は、第5条5項の規定及び米国における「米国輸出管理改革法（ECRA）」を含む輸出関連法令遵守するものとします。

### 第9条（解約）

ユーザは、第5条2項の規定にも拘らず、vcube.ioの利用を解約する場合は、当該解約日の40日前までにVCに書面にて通知するものとします。

### 第10条（紛争解決条項）

VCとユーザ間に、vcube.ioの利用に関して、疑義が生じた場合は、Vidyo Termsの規定に関らず、本契約第5条4項に従い解決を図るものとします。

以上